

いえもりの会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会をいえもりの会という。

(所在地)

第2条 本会の本部事務所を、東京都江戸川区西一之江 3-39-21 (株)大和工務店に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域の工務店業者が連携協力し、経営の近代化、技術技能の向上、労働安全の推進、保証力の充実を図り、顧客が良質な住宅を安心して建築できる環境を整えることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①会員工務店の近代化促進に関する事業
- ②会員工務店の安全施工に関する啓発および普及
- ③会員工務店に従事する技術者および技能者の資質の向上、福利厚生の向上に関する事業
- ④工務店業界に関する情報の収集および会員への提供
- ⑤その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第5条 本会の事務を処理するため、事務所所在地に本部事務局を置く

2. 事務局に関して必要な事項は、役員会および会長が別に定める。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本会の会員の種別は、次のとおりとする。

1. 正会員 中小建築工事業（地域工務店）を営む法人並びに個人事業主。
2. 賛助会員 本会の目的、事業に賛同し、本会および正会員を賛助するもの。

(会員の資格)

第7条 当会の会員は、当会の目的に賛同し、且つ次の各号に該当する者とする。

1. 正会員

- ① 資本金1億円以下あるいは従業員100人未満であるもの。
- ② 設立後5年を経ているか、業歴が同等と認められるもの。
- ③ 住宅の建築（元請け）工事数が、新築、増改築を含め5件以上あるもの。
- ④ 住宅瑕疵担保責任保険のまもりすまい保険に加入できるもの。
- ⑤ 3以上の都道府県にまたがる支店展開をする広域工務店でないもの。
- ⑥ 既存正会員の推薦があるもの。

2. 賛助会員

- ① 既存正会員の推薦があること

(入会)

第8条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を事務局に提出し、役員会の承認を得たのち、速やかに所定の会費を支払わねばならない。

(入会金・会費)

第9条 入会金および年会費については、別に定める細則による。

2. 既納の、入会金・会費はいかなる理由があっても返還しないものとする。

(資格の喪失および退会)

第10条 次の各号に一に該当する場合は、会員はその資格を喪失し本会を退会とする。

- ① 会員本人から退会の申し出があった場合
- ② 会費の納入が、正当な理由無く6ヶ月以上遅延した場合
- ③ 役員会の議決により除名相当となった場合

第3章 総会

(総会)

第11条 本会は、最高議決機関として、総会を開催する。

(構成員)

第12条 総会は、正会員全員でもって構成される。

(開催日)

第13条 総会は、年一回の開催とし、本会の事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

(定足数)

第14条 総会は、正会員総数の2分の1以上（委任出席を含む）の出席をもって成立する。

(議長)

第15条 総会の議長は、事務局の推薦により、出席会員の中から選出する。

(議決)

第16条 総会の議決は、出席会員（委任出席を含む）の過半数の賛成を要するものとする。

(臨時総会)

第17条 第4章の役員会の議決ある場合は、臨時総会を開催することができる。

第4章 役員および役員会

(役員を選任)

第18条 役員は、総会において正会員の中から3名が選任され、役員会を構成する。

(役員会)

第19条 役員会は全役員をもって構成され、役員の間選により会長を選出する。

2. 会長は、本会を代表し、業務を統括する。
3. 会長は、副会長2名以内を指名して委嘱することができる。
4. 会長は、役員会を招集し、議長を司る。

5. 役員会は出席役員の過半数の賛成をもって議決とする。

(役員会の役割)

- 第20条 役員会は、会長の指揮の下、本会の目的を達成するための運営方針案の策定および予算案の策定ならびにその他重要事項の審議を行い、総会に諮ること
2. 総会で承認された運営方針の具体化と遂行、予算の執行を行うこと
 3. 会員の入退会、除名の諾否の審査を行うこと
 4. その他、本会の円滑な日常運営を推進すること

(役員の任期)

- 第21条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 3. 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第22条 役員として相応しくない行為があったとき、またはその他特別な事情があるときは、総会の議決に基づいて解任することができる。

第5章 支部

(支部の設立)

- 第23条 支部を設立しようとする場合は、事前に本部と十分な調整をおこなうこと

(支部の設立要件)

- 第24条 支部の設立は次の要件を必要とする。
- ① 支部の会則は、本会則に基づくものであること
 - ② 支部の設立目的・事業が本会則に反しないこと
 - ③ 支部の運営方針が本会の運営方針に反しないこと
 - ④ 支部の構成メンバーは、本会正会員2名以上であること
 - ⑤ 支部長を選出すること。選出方法は支部に一任する。
 - ⑥ 設立につき、本会役員会の承認があること

(支部長)

- 第25条 支部長は、役員会に出席し議決に加わることができる。

第6章 事業年度他

(事業年度)

- 第26条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(施行細則)

- 第27条 本会則の施行について必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

2017年4月1日 以上細則で定めるべきこと

1. 入会申込書
2. 入会金
3. 年会費
4. 同上支払い方法（年払い）（支払い期日）